

## 子育て支援のあり方

### —日本・スウェーデン・ドイツの3国比較による考察—

1012011E 伊賀彩華

#### はじめに

日本では近年少子化が問題視され、様々な子育て支援政策が打ち出されてきた。しかし、どの政策も思うような効果を上げていないとされる。そこで、この論文では日本の子育て支援政策の課題を取り上げ、スウェーデン・ドイツとの比較を行った上で、今後の子育て支援政策のあり方について考察することとした。

#### 日本

1990年の「1.57ショック」を受けて1994年にエンゼルプランが策定され、以降様々な「子育て支援政策」が打ち出されてきたが、思うような効果は上がっていない。

木脇(2012)によれば、日本の子育て支援政策の問題点として、どの施策も母親が子どもを育てることを前提とした「母親に対する子育て支援」であったことが挙げられる。さらに池本(2003)によると母親達は孤立した子育てに閉塞感を覚え、結果として育児不安や児童虐待などの子育て困難に陥るものが増えてしまうのである。また女性の就労と育児を両立させるための政策のみに偏っており、専業主婦など労働市場に参加しない女性に対する支援には重きが置かれていないという問題を抱えている。

#### スウェーデン

スウェーデンでは平等が重視され、家族政策についても男女同一の権利と義務を迫するという性格を持っている。女性の社会進出はかなり進んでいるといえるが、これはスウェーデンでは女性側からも女性の社会進出を求める声が多く、男性と同じように働き、同水準の所得を得ることを期待する女性も多いことが要因となった。家庭で子育てをする親に対して支給される在宅育児手当について、一度は制度が導入されたものの、女性を家庭へ帰すことを促進する制度であるとして男女平等の観点から批判の声が上がり、制度が廃止されたという歴史を持つほどである。

そして武田(2001)によれば、一定額の所得以上は全て情報公開されるなど、国民の平等意識はかなり強いものである。また、国家が国民を全て番号で管理するように、個人の人権や自由よりも合理的であるかどうかを重視するというような性格も持ち合わせている。

#### ドイツ

ナチスドイツ政権下の強制的な人口政策の反省から、ドイツでは家族政策に対して慎重な姿勢が採られてきており、国家は結婚と家族に対し助成的機能を果たすに過ぎないとする考えに基づき、国家による個人あるいは家族への介入を抑制してきたという背景がある。

しかし一方でドイツは1919年のワイマール共和国憲法において「婚姻と家族の保護」を国

家の義務として、ヨーロッパ諸国の中でも最初に規定した国である。ドイツでは、家族は生活を営み子どもを産み育てることを通じて社会の中で家族にしか成し得ない複合的機能を担っており、家族の私的な領域を保護することも国家の重要な責務であるとされている。

さらに倉田(2008)によれば、ドイツでは長年、市場経済的には評価されない貢献を数値で明確に示そうとする試みが成されており、そこから市場経済上表面化しない家族機能の社会的意義の大きさが確認されている。こういった背景もあり、ドイツでは子育てという活動一般を評価しており、子育てに従事していることそのものが給付を正当化するという考えに基づいた家族政策が行われている。

### 3 国の比較

スウェーデンでは新社会主義が、ドイツでは新社会主義と新自由主義が相互に働きかけて政策が形成されてきたと考えられる。

スウェーデンでは「連帯」の意識が強く、社会保障制度においても連帯や助け合いの精神が根底にあり、そのために高い税負担や強力な再分配システムを基礎とした政策が行われている。

一方でドイツは、国家やその他の共同体が個人の自由を奪うことを否定する。社会保障制度においても、個人が自分の力で出来ないことについて共同体が援助を与えるという体系をとっている。

他方日本では、社会福祉制度の根底となる思想が整理されておらず、戦後から現在までの子ども子育て支援をみると、それぞれの時期に生じた課題に対処していくという対症療法的な対応がなされてきたに過ぎない。このため、倉石(2010)、村上(2010)によれば、日本の子育て支援は「理念なき子育て支援」として批判されても仕方がない。

### おわりに

これまで見てきたように、日本の子育て支援政策には多くの課題が残されており、これからの子育て支援の在り方として次のことを考えた。

まず第1に、女性の社会進出はたしかに進んできているが、女性の仕事と育児の両立を支援することのみに偏った政策を改めるべきである。例えば北欧において実際に導入されている在宅育児手当制度のように、家庭で子育てをする親を支援する制度も同時に行っていかなければならないと考える。

第2に、家庭内だけで子育てをするのではなく、社会全体で子育てをしていくという、「子育ての社会化」が進められなければならないのではないだろうか。

そして第3に、子どもをどのように育てていくかについて社会で共有された理念が必要である。日本では、子育て支援について本格的に論じられ始めてからまだ歴史は浅い。しかし、少子高齢化がますます進行し、社会保障制度の崩壊が危険視される今、日本の子育て支援政策は従来のものから大きく転換することを迫られているのではないだろうか。

辻 佳奈

## 次世代を育てる公的支援 —社会保障の世代間格差と育児の社会化—

### 0. はじめに

3 回生論文では社会保障の世代間格差をテーマとし、日本の社会保障が次世代の子どもたちではなく高齢者へ向けられていることを研究した。卒業論文では、世代間格差の観点から、次世代を育てるにはどれだけの費用がかかるのかを明らかにすると共に、人生の前半に関する社会保障の、特に次世代の子育て支援に焦点を絞り、子育ての社会化とは何か、公的支援はどうあるべきかを考えた。日本における次世代教育の重要性を考え、特に、子育て支援についてその内容、実情から、現状を打開する視野を開く。

### 1. 世代間格差

- ・ 人生後半に関する対 GDP 支出 OECD34 か国中 7 位
- ・ 人生前半に関する対 GDP 支出 34 か国中 31 位  
→子どもたちにくらべ高齢者へ多くの社会保障が向けられている。
- ・ 学校教育費の公私負担区分  
OECD 各国の平均全教育段階における公財政負担の割合 83.5%(フィンランド 97.4%)  
日本 66.4%

これらからみて…

子育ては子どものいる家庭だけの問題だと考えられている？

高齢者に対する支援と同じように、子どもも社会全体で養っていく仕組みが必要。

### 2. 子どもにはどれだけの費用(教育費)がかかるのか (出所: 子どもの学習費調査)

幼稚園	年約 20 万円(公)	約 50 万円(私)
小学校	約 30 万円(公)	約 146 万円(私)
中学校	約 46 万円(公)	約 128 万円(私)
高等学校	約 40 万円(公)	約 92 万円(私)
大学	約 54 万円(国)	約 86 万円(私)

学費だけをとってもこれほどの費用がかかる。

### 3. なぜ子育て支援が必要か

- ・ 村上(1999) “子どもは公共財である”  
子どもは社会に利益をもたらすので公共財だといえる  
→補助金によって供給が促進されなければならない→子育てには公的支援が必要

しかし、

財の議論が人にあてはまるのか？

子どもの役割から公的支援の必要性を考える。

子どもの役割。

子どもは…

\* 社会保障の担い手

高齢者を支える社会保障は現役世代がおさめる税金や保険料で賄われている。

→子どもは社会保障を支えている

\* 経済の担い手

労働者となり経済の促進に貢献

消費者となりベビー用品市場やレジャー市場に貢献

→子どもは経済を担っている

\* 文化の担い手

社会にとって子どもは自然環境であり文化的装置

子どもを通じて人と人、現在と未来がつながる(池本 2003)

⇒子どもは社会保障，経済，文化を継承，発展させる存在

子どもをもっていない人々もこれらの利益は享受している。

そして，子育てにはコストがかかる。

子どもからの利益はすべての人が受けているが，コストは子どものいる家庭だけが負っている。

⇒子育ては社会全体で支援すべき

#### 4. 子育ての社会化

必要な制度

・ドイツのような“すべての子育て家庭を対象にした社会保険の減免”

・中垣(2004)など “育児保険の導入”

⇒すべての国民が財源を負担し，子どものいる家庭全般へ向けた経済的支援の制度が構築されるべき！

必要な意識

・子育ては社会貢献である

・子育ては「負担」ではない

#### 5. 具体的試算

・児童手当をドイツ並みに行った場合…年間約 4 兆円の財政支出の増額で可能

- ◆ フィリピンの貧困の概要
  - ◆ 名目 GDP は 1985 年に比べて 7 倍近く、1 人当たりの国民総生産は 4 倍近くまで増加
  - ◆ GDP の実質成長率はここ 10 年で 2009 年を除いて、毎年 3% 台から 7% 台を記録 しかし、国内の貧富の格差は相変わらず大きいままである
  - ◆ 2012 年のデータでは、最も裕福な 10% の家庭は平均して 715,000 ペソの年収があるのに対して、最も貧しい 10% の家庭はわずか 69,000 ペソ(約 15 万円)
  - ◆ フィリピンにおける不平等は昔と比べてあまり変わっていない。1990 年代の大きな経済成長は主に高所得層に所得増加の機会をもたらした  
←投資や貿易など非農業分野における所得の増加が原因
  - ◆ 地方に住む農林水産業に従事する人間は低所得のまま
  - ◆ 2012 年のフィリピンの人口は約 9,647 万人  
このうち農林水産業に従事するのは約 3,123 万人、非農林水産業に従事するのは約 6,523 万人→人口の約 3 分の 1 が農林水産業  
2011 年の国内総生産のうち農林水産業が占める割合はわずか 13%
  - ◆ 2003 年から 2009 年の間に平均して年間 4.8% の GDP 成長率  
しかし、貧困人口は増加 2003 年の貧困率は世帯ベースで 20%、2006 年で 21.1%、2009 年で 20.9% →経済が成長しているにもかかわらず貧困率は改善せず
  
- ◆ 政府の反貧困政策
  - ◆ 1997 年に国家貧困対策委員会が設立されて以来、反貧困政策はうまくいっていない→1997 年以降の反貧困政策への政府支出の減少と偏った補助プログラムが原因→裕福な層に対する補助や不十分な監視制度など
  - ◆ フィリピン政府は 2015 年までに貧困率を世帯ベースで 14.2% まで引き下げることが目標→しかし、これまでの貧困対策の成果を踏まえると現実的ではない数字
  
- ◆ 農地改革
  - ◆ スペイン統治時代の大地所有制度から続く農地問題

タバコ、砂糖、コーヒー、ポプラなどの商品作物が作られ輸出

18世紀後半には分益小作制度が確立→多くの土地は不在地主が所有

- ◆ 1899年から始まったアメリカの統治下では多くの農地改革関連法が制定  
→農地の再分配に影響をもたらすことはなく、せいぜい所有できる土地財産の規模を制限するにとどまる

別の法律によって、大地主の更なる農地の集約が可能になった

- ◆ 1972年にマルコス政権によって制定された小作解放令(PD27号)  
全国一斉の自作農創設を目指し、地主の保有限度が7haまで引下げ  
→それまでの法律とは一線を画すもの　しかし、コメとトウモロコシの土地に限定

- ◆ 包括的農地改革

地主の保有限度は7haとし全ての作物地を対象として10年以内に実施する

→大きく期待されたが、計画より大幅に遅れる←様々な法律の抜け穴、地主の抵抗

- ◆ CARPER

包括的農地改革の延長措置　期間は2009～2014年の5年間

2008年時点で約120万haもの私有地の分配が済んでいない

農地改革のための資金難→CARPERによって新たに1500億ペソの予算

- ◆ ペニグノ・アキノ3世の下での農地改革

1988年に農地改革が始まって以来最悪であると評価

比較的容易な公有地はほとんど分配→抵抗の強い大土地所有者の土地が残る

- ◆ 地主と官僚の癒着と外国企業による土地収奪

官僚の多くが地主出身　外貨獲得を目的とした外国企業の誘致→プランテーション

- ◆ 結論

進まない農地改革、貧困対策やいびつな経済政策の背景にあるのは伝統的にある一部のエリート層による大多数の貧困層の支配という構造

「イスラーム」と聞くとどのような印象を抱くだろうか。多くの人には「テロ」「あやしい、こわい」といったようなマイナスイメージを抱くだろう。しかしイスラーム教は世界三大宗教の一つであり、いずれイスラーム教人口は世界の約三分の一を占めると言われている。それでは本当のイスラーム教とはどのようなものなのか、イスラーム国における政治経済はどういった仕組みなのか。これらの疑問から卒業論文ではイスラームの国であるトルコに焦点を絞って研究を進めた。トルコは昨年春に国内全体で大規模なデモが発生したり、ヨーロッパとアジアを結ぶ海底トンネルや鉄道を造り上げたりと現在世界から注目されている国である。更に、イスラーム教徒が人口のほとんどを占める国でありながら先進国と変わらない政治体制を築いている。アジアとヨーロッパの中間に位置し両方の文化が混じるトルコ。この国の独特な性質について興味を持ったことがこの研究のきっかけである。

#### ▽世俗化 or イスラーム化

トルコは1923年に誕生した共和国である。イスラーム教徒が人口のほとんどを占めるが、この国では憲法上の原則として政教分離が行われている。政教分離を行うことに関して、近代化を図るためには宗教は邪魔なものであり公の場からイスラームは排除すべきというのが建国者アタテュルクの考えだ。しかしこの無理矢理とも言える世俗化がイスラーム教徒である市民に受け入れられるはずもなく（世俗化を支持している人も勿論多数存在する）、世俗化とそれに対抗するイスラーム化が混在しているのがトルコの現在である。ここで、世俗主義とは政教分離のことであり、また支配者による宗教教育や宗教的規制からの自由を意味する。

アタテュルク死後、これまでの厳格な世俗主義が緩和されるようになった。複数政党制が導入され、それによりイスラーム的な政党が増えた。その中でも一番勢力を持つようになったのが現在の首相であるエルドアンが所属している公正発展党である。エルドアンが首相についてから国全体においてイスラーム化を思わせる改革が多く進んだ。しかしそれと同時にGDPが急上昇するなど、国の経済も急速に発展している。彼の政策において一番中心となったのは経済格差是正であり、地方のインフラを整えたり学校・病院を次々に設立することで地方の発展に力を入れた。

イスラーム化が進んでいることに対して国民からは賛否両論がある。一般的に都市部では既に世俗化が浸透しているためイスラーム化はあまり望まれたものではない。しかし地方では未だにイスラーム信仰が厚い人々が多いため、エルドアンによるイスラーム復興は喜ばしいものである。しかしエルドアンの政権は憲法上の政教分離原則を廃止せずにイスラーム化を行うことで、これまでの徹底された世俗化からイスラームへの逃げ道を作ったとも捉えられる。世俗化に馴染んでもうイスラームに忠実に依る必要のないという人に対

する自由も、逆に世俗化に馴染めなかった人々のイスラーム回帰への自由も認める。エルドアンは首相に就任した 2003 年から支持率が常に高く、2013 年 6 月時点では 62%であった。この高い支持率を維持出来るのはイスラーム、世俗主義の両方をうまく組み合わせることによってより多くの国民を取り込むことに成功したからだと考えられる。イスラーム教の禁止事項である酒類の深夜販売禁止の法律ができるなど、イスラーム化のやりすぎという批判的意見もあることは事実だが、現在のこの支持率の状況からして今後もしばらくエルドアン政権は続くだろう。

### ▽波乱の EU 加盟

トルコが初めて EU 加盟申請を行ったのが 1959 年、交渉が実際に開始されたのが 2005 年である。初めての申請から交渉開始までに 40 年以上もかかっている上に現在の加盟交渉の行方は極めて不確かである。EU に加盟するためには 35 もの政治経済に関する交渉分野が存在し、全ての分野において EU 法とトルコの国内法を一致させなければならないのだが、これまでに交渉が終了したのは「科学・調査」の一分野のみである。

トルコが EU に加盟出来ない理由はいくつかあるがキプロス共和国の承認問題とトルコがイスラーム教であるということが大きい。また、なかなか加盟交渉が進まない中で、トルコ国内では EU に対する不信感や失望が募るようになってきた。更に現在、EU の力を借りずともトルコは自らの力で高い経済成長と政治安定化を達成している。これらの理由からわざわざ EU 加盟する必要はないという声が国内では増加している。逆に EU ではトルコの加盟を脅威と捉えるようになってきた。現在のトルコの経済成長度合いから、もし EU に加盟するとトルコの勢力はドイツ、フランスに次ぐものとなる。イスラーム色の国がキリスト教の EU で大きな力を持つことにあまり良い印象をもたない欧州諸国にとってトルコの加盟はあまり望まれるものではなくなっている。とはいえ高齢化が進む EU にとってトルコの若年人口は域内自由移動が可能になることによって大きな労働力の役割を果たしたり、宗教観対立解消の可能性が生まれたりとトルコが EU 加盟することに対してメリットがあることも確かだ。トルコ、EU の双方ともトルコの加盟にはあまり積極的ではないが今後も加盟交渉は続く。

エルドアン政権になってトルコは急成長した。現在の体制のまま経済が安定しつづけると、いずれトルコはイスラームと世俗主義の共生は可能であるということの証明になり、多くの中東諸国の見本になるだろう。更にイスラームというもの自体に偏見を持っている欧州諸国に対して新しい価値観をもたらすこともできるかもしれない。トルコを中心として今後中東諸国は世界の中で勢力を伸ばしてくるに違いない。その頃に欧州が手遅れにならないよう、今からトルコと関係を結んでいくべきだ。



## 1. はじめに

「混合診療」とは、保険診療と保険が適用されない自由診療を組み合わせた診療のことであり、日本では混合診療を行うことは原則禁止されている。しかし近年、患者のニーズの多様化や専門化を背景に、混合診療解禁に関する議論が活発になり大きな関心を集めている。本稿ではこの問題をめぐり、医療保険制度が果たす役割について考察し、その上で混合診療を全面解禁すべきか否か明らかにしたいと考える。

## 2. 医療に関する財・サービスの性質

- ・ 「情報の非対称性」：医師と一般の患者が持つ医学知識の差は非常に大きい。
- ・ 「不確実性」：患者は自身の健康状態や、将来どれだけ医療サービスが必要になるか分からない。また医学知識の多い医師も患者の将来が 100%分かるわけではない。  
⇒市場の失敗が生じる

## 3. 日本の医療保険制度

日本には 3,000 を超える保険者が存在し、その中には財政基盤が弱く、本来なら運営が成り立たないような弱小規模の保険者も存在する。

→このような保険者でも運営を可能にし、国民皆保険を維持するための政策として、弱小な保険者への公費補助と各保険者間の財政調整が行われている。

→しかしこの仕組みにより保険者の自主性・完結性が損なわれ保険者が弱体化してしまっている。保険者が無力なため患者に医療情報の提供を行えておらず、それゆえ患者が十分な情報を得て消費者主権を行使することができていない。

⇒このような中で患者のニーズの多様化に対応するための規制緩和が求められるようになってきた。その中で最も議論が盛んであるのが混合診療解禁問題なのである。

## 4. 混合診療問題

混合診療は原則として禁止されているが、「保険外併用療養費制度」を設けて部分的に解禁されている。ではなぜ全面解禁が求められているかというと、ある技術が保険外併用療養費制度の対象と認められるには審査に相当な時間を要し、結局のところ大多数の患者が医療技術の進歩の恩恵を受けることが困難になっているためである。

混合診療の全面解禁には一長一短がある。

<主なメリット>

- ・ 医療へのアクセスが迅速化され患者の選択肢が拡大し、現在よりも多様なサービスが利用可能になる

<主なデメリット>

- ・ 安全性や有効性が十分に担保されていない医療サービスが使いやすくなり、質が担保されていない医療サービスが出回る恐れがある
- ・ 所得によって受けることのできる医療サービスの格差が拡大する

⇒特にこの2点が解決されない限りは混合診療を全面解禁すべきではないと考える。

ただし全面解禁賛成派の経団連はこの2点に対して以下のような反論をしている。

- ・ 前者の点について、「現行制度下では公的保険の適用外となっている新しい医療サービスに対する医師の積極的取組みを阻害し、医療の質の向上を妨げている」とし、現行制度の下こそ医療の質の向上が困難であるというような主張している。  
→しかし実際に現行制度下において医療技術は進歩しつづけていることを考えると、この主張については疑問が残る。
- ・ 後者の点について、「高度先進医療を受診できる者が全面解禁により現在より増加することで、患者間の格差が縮小する」という主張をしている。  
→しかし全面解禁がなされても高所得者層の高度先進医療へのアクセスが拡大されるだけで、低所得者層は依然として高度先進医療を受診することができず、高所得者層と低所得者層との間の受診機会の格差は現在より拡大すると考える。  
また、日本の公的医療保険制度が全国民に対して「平等な医療保障」を行うことを理念として発展してきていることや、医療サービスの供給者である医師と需要者である患者の団体がともに全面解禁に反対していることを考慮すると、患者間の格差の拡大を今後も容認していくべきではないと考える。

また、混合診療禁止原則は単なる自由診療に対する規制と異なり、保険診療のみで必要十分な医療提供を行うこと宣言する意義を有する重要な原則であると言えるため<sup>1</sup>、保険診療の範囲を広く維持し、国民皆保険の理念を守るためにもこの原則は維持したほうがよいと考える。

## 5. 結論

以上のことから、混合診療は全面解禁せずに現行の部分的解禁を維持していくべきであると考えられる。ただし、今後患者のニーズの多様化へ十分対応していくために、現在よりも患者や被保険者の意思を反映できるような何らかの仕組みを作るか規制緩和を行う必要があるだろう。これについて、保険者が医療に関する情報を分析し患者に提供を行うなど、保険者機能を発揮して、大きな情報の非対称性が存在する医師・患者間において両者の「仲介者」としての役割を果たしていくことが期待される<sup>2</sup>。

<sup>1</sup> 笠木映里 (2013) 「日本の医療保険制度における『混合診療禁止原則』の機能」、『新世代法政策学研究』第19号, 236頁。

<sup>2</sup> 尾形裕也 (2005) 「保険者機能強化論の経済・政策学」, 遠藤久夫, 池上直己編著『医療保険・診療報酬制度』勁草書房, 233-234頁。

## 日本型雇用システムの特徴

## ① メンバーシップ契約

雇用管理、報酬管理、労使管理という労務管理の3分野における日本の雇用慣行の特徴はそれぞれ、「長期雇用制度（終身雇用制度）」、「年功賃金制度（年功序列制度）」および「企業別労働組合」である。そしてその3種の神器の本質はその前提にある雇用契約の性質にある。日本における雇用契約の特徴は、職務という概念が希薄で、特定の職務にではなく、労働者の職務を遂行することに対する契約であり、企業は、労働者に対してあらゆる職務を要求する権利を持っている。

→メンバーシップ契約・地位認定システム

長期雇用制度・年功賃金制度・企業別組合はメンバーシップ契約という前提のもとで、それぞれが補完的な役割を担っているのである。

## ② 職能資格制度と熟練形成

日本において人材の熟練形成は、企業内の OJT(on the job training)によるところが大きく、社内での教育・育成が重視される傾向がある。そのための賃金制度として、職能資格制度がある。職能資格制度とは企業のメンバーシップ内における労働者の職務遂行能力に基づき、「職能資格」という資格を設け、労働者の職務遂行能力を評価し、格付けすることで、賃金・処遇を決定を行うという能力給制度である。また、企業内訓練で重要なことはベテラン労働者が新人労働者に、安心して技能継承が出来る仕組み。

→年功賃金制度

## 成果主義システムの特徴

## ① OECD の対日審査

OECD の経済発展審査委員会(EDRC)において、1996年に日本の審議が行われ、日本の雇用慣行と雇用政策に対する提言が行われた。OECD における「雇用戦略」は労働法制や雇用慣行を、市場メカニズムにそったものへと改革することが中心的な課題とされており、解雇を容易にすることで、企業の採用活動も積極的になるという文脈で、規制緩和は雇用機会を増やすものとされてきた。また、労働異動を活発化させることが市場メカニズムの活用であるという認識があり、その労働異動も公的な職業紹介によって担われるのではなく、民間の人材ビジネスを広げることが労働市場の活性化になると考えられていた。

OECD の主張の背景にある新古典派経済学の視点から見れば、労働者が排出され、また採用されることで労働市場を活性化させることのほうが合理的である。

## □成果主義の特徴

- (a)雇用契約は職務ごとであり、労働者は特定の職務にのみ労働の義務を持ち、雇用者はその特定の職務においてのみ、労働者を使役する義務を持つものである。
- (b) 同一労働同一賃金原則である。雇用契約は職務に対してのものであるので、労働者の賃金は、職種ごとに定められる。つまり、労働者は特定の職務に就き続けている限り、原則的に賃金上昇はしない。
- (c)産業別労働組合である。労働条件は職務ごとに定められ、また、同じ職務である限り、労働者はどの企業でも同一の賃金を得られることが望ましい。

以上の認識から日本型雇用システムを批判したので

→本型雇用システムの雇用契約の法的性格はメンバーシップ契約という認識がない。

→日本の賃金制度を年功賃金制度としてのみ認識していた。

## 成果主義導入後の日本

### ① 日本型雇用システムの否定

1995年に「構造改革のための経済社会計画」を政府は閣議決定したが、その内容は「市場メカニズムの重視」「規制緩和の推進」「自己責任論の確立」など、OECDのエコノミストの主張そのままであった。つまり、政府は市場経済システムがもつ調整力や機能性が有効に発揮されるように、その阻害要因となるような法律、制度、慣行を抜本的に改革するという姿勢を示したといえる。

### ② 非正規雇用の増加

「新時代の「日本的経営」」において、日経連は構造改革後、労働者を3つの層に分けることについて言及した。この三層化の目的は、景気の変動などに対応できるように、それぞれの企業がその雇用の三層構造を柔軟に組み合わせることで、「自社型ポートフォリオ」の形成を実現し、景気の変動に対応できる企業体質を目指すことである。  
→現実妥当性がなく、その後、費正規労働者増加による正規と非正規雇用の二層化

## 非正規雇用と「多様な正社員」

### ① 二層化の問題点

正規・非正規労働者という2つの層ができており、その2つの層の移動が困難という点にある。

→メンバーシップ契約による地位認定

→メンバーシップ外での技能蓄積の困難さ

### ② 「多様な正社員」

厚生労働省が提出した雇用政策研究会の報告書において、契約上は有期雇用であるが、実質的に無期雇用の正規労働者と同様に長時間労働してるフルタイムパートなどの非正規労働者を正規労働者と非正規労働者との中間的な存在である「多様な正社員」に位置づけ、安定的な無期雇用契約へと結びつける。

### ③ 正規・非正規間の格差是正のための「多様な正社員」

現在議論されている「多様性のある正社員」は、雇用契約の性質は職務単位として行われる、西欧に見られるものを想定としている。

## メンバーシップ契約という性質を持つ「多様性のある正社員」

### ① 期間比例原則

EUの有期労働指令が採用している制度で、その労働者が就労を開始したときの水準はメンバーシップを有する労働者の初任給を下回らないようにし、その後は定期昇給の最低ラインを下回らないようにするという制度である。期間比例原則を用いた場合、長期的に特定の企業につとめるメリットがあるため、労働者は必要な技能を長期的に獲得することが出来、企業にとっても、高い技能をもった労働者を得ることができる。また、企業も新卒一括採用以外の手段で外部労働市場から、人材を確保し、育成することができ、メンバーシップの維持のための新たな方法を作ることが出来るのではないかと思う。

### ② メンバーシップを持つ「多様性のある正社員」

メンバーシップ契約をもち、期間比較原則を用いることで、技能形成がなされて、正社員になる道筋が出来るのでは

## 生活保護受給者への就労支援と新たな取組

### —日本の生活困窮者自立支援制度およびドイツのハartz改革の比較—

藤岡ゼミ 秋江有紀

皆様は現在、働くことができるのにも関わらず生活保護を受給する人の数が増えていることをご存じだろうか。生活保護を受けている世帯の区分の中で、働くことができる世帯（稼働能力世帯）を含むのは「その他の世帯」である。ここ最近、この「その他の世帯」が生活保護受給世帯総数に占める割合が増加してきており、現在は約2割を占めている。

今後日本の人口は減少していく。にも関わらず、働くことのできる人が働くなっていったら、誰が日本を支えるのだろうか。働かなくなった、働きたくなくなった理由は人それぞれあるが、この論文では視野を大きくしてまず国が行う就労を促す政策について研究し、人々を労働市場へと導く良い政策や制度とはについて論じている。

そこでご紹介したいのが、ベーシック・インカム構想とワークフェア政策である。ベーシック・インカム構想は就労と福祉を切り離し、全ての個人に対してベーシック・ニーズを満たせるだけの所得を無条件で給付しようという構想である。一方、ワークフェアとは就労と福祉を結びつけた政策であり、就労努力の義務化を重視するものをワークファースト・モデル、就労支援を重視するものをサービスインテンシブ・モデルとして分類されることもある。アメリカやイギリス、ドイツなどはワークファースト・モデルに、北欧諸国などはサービスインテンシブ・モデルに力点を置く傾向が強い。最近スイスで導入の検討はなされているものの、ベーシック・インカム構想を実現する国が今まで存在しなかったため、研究対象とはしづらい。そのため、色々な形で多くの国に導入されているワークフェア政策に焦点を絞って見ていくことにしたのである。

さて、欧米諸国の傾向については先ほど少しご紹介したが、わが国の政策の傾向はどうなっているのだろうか。西村（2007）によれば、日本においても他の先進各国と同じように、ワークフェア的な政策や新たな取組みが導入されつつあるという。従来の生活保護制度が日本の貧困問題に上手く対応できていないことが指摘されてきたため、生活保護以外に国民を支えるセーフティネットの構築や、生活困窮者の自立を促す支援が模索されているのが日本の現状である。日本で行われてきた数々の制度を検討しては限がないため、この論文では昨年の秋に国会に再提出されたばかりの「生活困窮者自立支援法案」の内容を見ていくことにする。この法案のなかには生活困窮者に対する自立相談支援事業や住居確保給付金、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業、都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定など様々な事業や支援が盛り込まれている。この内容を見ると、サービスインテンシブ・モデルの傾向をもっているという印象を受けた。だが、日本がこのようなワークフェア的な改革を行うにあたって影響を受けている国の一つには、ワークファースト・モデルの傾向が強いドイツが存在している。

では、ドイツではどのような改革、政策がとられてきたのかを具体的に見ていこう。ドイツでは10年ほど前、ハartz改革という抜本的な労働市場改革が行われた。日本もこのハartz改革に注目し、労働政策研究・研修機構では報告書も作成されている。ハartz改革においては日本で言うハローワークのような存在の機関である雇用局を「雇用エージェンシー」に改編して機能の幅を広げ、労働市場の柔軟化を図るため

にミニ・ジョブやミディ・ジョブといった僅少賃金雇用を導入し、稼働能力のある者とない者を制度上区分して給付を行う「求職者基礎保障給付」を創設するなど様々な内容盛り込まれ、今までになかったような抜本的な改革となった。求職者基礎保障給付を受給する稼働能力のある者が雇用エージェンシーなどから紹介された職を特別な理由もなく拒む場合は、その給付が減額されるなどの制裁が存在し、とにかく働く義務を強調するワークファースト・モデルの傾向が強いことがうかがえる。

突然だが私は昨年秋、非常に短期間であったがドイツを訪問した。4回生になってから私はドイツの教育制度、職業教育について研究しており、ドイツの学生たちは自分の国の教育制度についてどのように思っているのかを知るためである。フンボルト大学に訪れ、大学生たちにドイツの教育制度についてのインタビューを行った。その際感じたことは、フンボルト大学の学生たちの流暢な英語と、勉強熱心さ、物事に対して自分の意見をきちんと持っていることであった。日本の大学生には感じられない意識の高さを感じた。この論文ではドイツにおける教育制度および教育から職業への移行の特徴についても触れ、その問題点について考えている。ドイツは10歳の時点で将来を大きく左右する学校の選択を行う。これは三分岐型制度と呼ばれていて、卒業後に大学進学を目指す者はギナジウム、専門的な職業の学校に通うことを目指す者は実科学校、そしてデュアル・システムという職業訓練と学教教育を組み合わせさせたシステムに入って職業資格の取得を目指す者は基幹学校を選択する。基幹学校修了者だけでなく、ドイツの若者のほとんどはデュアル・システムに集められ、企業と学校の両方で教育が行われている。このように、若者は社会に出る前にしっかり職業訓練、教育されているはずなのに、若年失業率は国全体の失業率よりも高い状況だ。これには、早すぎる人生の選択と、三分岐型制度に問題があると私は考えている。

話が少しずれてしまったので、ハルツ改革に戻ろう。ハルツ改革は長期失業者を減少させたとして評価されている一方で、ミニ・ジョブなどの導入によって低賃金労働市場が拡大されたという批判がなされている。ドイツは最低賃金制度が導入されていないため、これからは働けど働けど生活が改善されない人々が増えるばかりであろう。

ハルツ改革のようにとにかく人々を働かせることばかりを優先するのではなく、働かせる前にも行うべき支援があるかもしれないという視点を持って様々な支援事業を含んでいる点は、生活困窮者自立支援制度の評価すべき点だと考える。しかし、中間的就労が低賃金就労となって、ドイツのように社会格差が拡大してしまうのではないかという懸念もある。一度低賃金労働市場に入ってしまうと簡単な仕事ばかりに従事してなかなか技術が身に付かず、そこから抜け出すのが困難になってしまう。生活困窮者自立支援制度の法案はまだ国会に提出されたばかりで、実施されるのはまだまだこれからである。ハルツ改革もまだ実施されてまもない改革であるが、すでに低賃金労働市場を拡大したという批判がなされている。日本では綿密な支援を実施することで、生活困窮者自立支援制度は単に低賃金労働市場の拡大を招いてしまったという結果になるようなことは避けるべきである。

#### 主な参考文献

小沢修司(2002)、小林勇人(2007)、西村貴直(2007)、宮本太郎(2004)、独立行政法人労働政策研究・研修機構(2006)、田畑洋一(2006)、永合位行・村上寿来(2011)、岩井清治(1999)、独立行政法人労働政策研究・研修機構(2000)

発表会レジュメ  
論文題名：日本林業再興論

1052305E 藤田健士朗

### 1. なぜ木材産業を取り上げるか？

森林には多面的機能がある → 日本国内：70兆円／年  
世界：33兆ドル／年

木材生産・治山治水  
災害防止・景観保全  
生物多様性保全・大気浄化  
レクリエーション等

しかし森林の多面的機能は、ただ森林が存在するだけでは十分に発揮されない  
→人工林においてそれが顕著で、森林管理が不可欠

国内の広大な森林を、行政が管理するのは不可能

→ 国土保全のためには、林業採算性の向上により自律的な森林整備が進む仕組み作りが必要。  
同時に林業には、多面的機能の発揮と高い木材生産性を両立させることが求められる。

### 2. 日本木材産業の現状

#### 林業の現場

就業者の減少と高齢化率の増加 → 65年比で約6分の1. 高齢化率は全産業平均の約3倍  
低い賃金 → 調査産業平均の7割程度  
高い労災発生率 → 他産業平均の約10倍

#### 産業全体

木材需要の長期的減少 → 90年代以降の一貫した減少。  
自給率の低迷 → 90年代以降、30%を超えたことはない  
木材価格下落 → 需要量の減少に合わせて下落。最盛期比で半減以下。

現況では日本林業は停滞しており、斜陽産業と言ってよい状態である。

### 3. 衰退の原因

日本木材産業の衰退原因は、産業として未成熟であるために製品競争力が低いからである。

#### i) 情報分断による木材の不安定供給

大規模な工場が増えているため木材の安定供給が重要であるが、国産材供給は不安定である。  
→ 川下側は仕入れに多大な労力がかかり、製品開発等の競争力を高める活動を実施できない。  
安定的な供給は川下の発展の条件。

なぜ国産原木供給は不安定か？ → 流通段階ごとの情報分断による。

伐採する側が需要動向を把握していないため、山側の都合や短期的市況からの見込みで木材生産を行う。需要側から求められているものより、生産者が伐採したい木材を伐っているのが現状である。

→ 頻繁に需給のミスマッチが発生し価格が乱高下する。それに合わせて生産を調整するため、さらに供給量が不安定になる

「外材は電話一本で、望みの日に必要な量を供給してもらえるが、国産材はそうはいかない。国産材が少しぐらい安くても、供給量が不安定ならば、それは産業資本として役に立たない。

#### ii) 時代にそぐわない木材生産方式

日本が採用している生産方式は短伐期皆伐方式（植林 → 管理作業 → 皆伐 → 植林 → ……のローテーションを40-50年周期で行うもの）と呼ばれるもので、19世紀のドイツで流行していた施業方法である。これは森林の多面的機能の発揮と木材生産性の両立は、全く考慮されていない。

問題点：管理費用の膨張，気象・生物害への脆弱性，生物多様性を阻害，需要変化への対応が難しい

また生産方式そのものの問題と同時に，日本独自の問題もある．

→ 挿し木苗の使用により，土壌崩壊の危険性が高い

iii) 加工業者の後進性

品質・在庫管理能力：未乾燥材が中心で，示が的確ではない．それにより在庫管理能力も低い．

製品開発能力：仕入れに多大な労力をとられるために開発に回す余力がない．

販売能力：商社や卸売業への販売が中心で，販路の開拓を出来ていない

#### 4. 木材産業再興への提言

多面的機能発揮と木材生産性を両立させ，国産材利用を広げることで国内の森林整備を自律的に進めるための提案を行う．

i) 森林組合改革による流通構造改革

森林組合が大面積の森林管理を行うことで，生産の安定化を図ることを提案する．

国産原木の供給が不安定なのは，需要動向を生産活動に反映させていないからである．森林組合が原木集積機能を担い販路を開拓することで，その問題を解決できる．

森林組合が大面積管理 → 原木集積 → 販売のロット化 → 多様な需要への対応が可能になる → 製材工場等との直接販売の増加 → 需要動向の把握 → 森林組合が，それを基にした伐採計画を立案 → 需要動向を反映した生産活動の実現 → 国産材利用の増加 → 森林整備の推進

同時に森林組合同士の連携を強めることで，多様な販売先を確保すると同時に，局所的な供給不足へのバックアップ機能を高める → 国内全体での最適化

課題への対応

所有者の説得 → アプリケーションの使用による分かり易い説明

資金問題 → 広域管理に対する補助金の充実

ii) 木材生産性と多面的機能発揮を両立する森林施業方式

焼畑を利用したアグリフォレストリーを実践することで早期に経費を回収し，近自然的森林管理による低コスト・高生産性の施業を提案する．

・焼畑を利用したアグリフォレストリー

焼畑によって育てることが出来る作物の種類は多く，無肥料・無農薬での育成となるため味・栄養共に非常に良好である → 焼畑作物は高付加価値商品

それによって向こう10年の森林整備費用を全て償却し，100万円程度の利益が出た．

・近自然的森林管理

現在の単一樹種一斉林から脱却し，多樹種複層林へ誘導

→ 管理費用の低減を図ると同時に，需要の変化に柔軟に対応できるようになる．

強度間伐 → 下層植生の回復 → 自然の更新能力に任せつつ，有用木生産のため一部植林

→ 多様な有用樹種を多様な林齢で育成 → 需要変化への対応

このような生産方式を採用することで，管理費用を抑えつつ需要の変化に対応できるようになり，多面的機能の発揮にも資する．



**論文題目：モンゴルにおける資源問題**

1990年に民主化したモンゴル。民主化する以前には約70年間社会主義システムに従って発展してきたという。モンゴルの伝統的な主要産業が牧畜業となっていたが、社会主義システムの時に、ソ連の他国の協力によって、様々な工場が出来、農牧畜の国が製造業の国へと変わった。しかし、時代と共に、市場経済システムと比べると、計画経済システムが効率的には良くないことが見えてき、ソ連が崩壊され、モンゴルも自分の道を歩む選択をした。

今日、経済システムが市場経済システムに変わって、23年目を迎えようとするモンゴル。前システムにおいて製造業の国になっていたモンゴルは、今、主要産業が鉱工業となり、世界的に資源に恵まれている国と知られている。現在においては、モンゴルの土壌の多数のところに、金、銀、銅などの鉱山が発見され、中には、世界的に大規模のタバン・トルゴイとオヨー・トルゴイという2つの鉱山も含まれる。既に発見されている鉱山に採掘作業が始まっているところもあり、採掘作業の権利、いわゆるライセンスが政府から渡されていない、採掘作業が始まっていないところもある。

こうしたモンゴルの経済構造の変化に関して、筆者が疑問に思う2つの点があり、それを明らかにすることを論文の目的にしたいと思った。その、1点目は、1990年以前の社会主義システムのとき、モンゴルには製造業が発展してきたのに、なぜ1990年の民主化以降に製造業が落ちてきたのか、2点目は、現在のモンゴルの主要産業が鉱工業となっているが、資源開発には問題点はあるかどうかを確かめたいという。筆者が、一番安全で、長生きできる産業が製造業と信じているので、モンゴルは、製造業を鉱工業に代替しようとしていることをすごく気にしている。

1点目の1990年の民主化と同時に、製造業が落ちてきた原因を調べた結果、ソ連がモンゴルに作った製造業は専門家、材料、修理部品までがソ連の他国に依存するものだった。それで、ソ連の崩壊とともに、製造業を行うのに必要なこれらのものをソ連の他国から頼むことが出来なくなっていたという。その他に、計画経済システムにも問題点があり、市場経済システムと比べると、非常に効率が悪く、工場の赤字を政府から穴埋めしていた。また、モンゴル政府が、1990年に急速な民主化を行うとき、ソ連崩壊の影響で倒れそうになっていた製造業を守らないで、個人所有化・国際貿易の開始を計画的にしないで、急がせたことに問題点がある。なぜならば、当時の人々は、市場経済システムについて知識が

あまりなくて、個人で企業を経営する準備が出来ていなかったし、商品の質に関しても、輸入商品に負けそうだったのに違いない。

2点目の鉱工業を主要産業にするのに、問題点はあるかということに対しては、筆者が環境面、社会面、経済面という3つに分け、それぞれ詳しく分析することにした。

環境面に関しては、鉱工業を行うということは、鉱山の採掘作業であり、水・土壌の汚染と破壊を及ぼし、自然環境を崩壊する恐れがあるので、採掘後に、必ず環境復旧作業を行わなければいけない。しかし、現在のモンゴルでは、鉱床から必要な量の鉱石を採掘し、環境復旧を避けようとする人も多い。また、十分に使ってから、他人に売買する人もいる。「2012年9月の状態では、566の企業体が放置した約15,000haの廃山跡地のうち、6,000haが復旧されていない。その、持ち主のいない廃山の自然復旧には70億Tgかかると見積もられている。」廃山跡地では、復旧されていないと、環境の他に、伝統的な産業である、農牧業にも悪い影響を与える。また、放置された鉱床で手作業する”ニンジャ”という人たちの問題も議論されている。

社会面に関しては、鉱山のライセンスに関する賄賂による、格差問題の拡大が挙げられる。1990年以前のモンゴルには、格差問題はなかったといってもいいぐらいだったが、民主化と同時に、失業者が増え、家のないストリート・チルドリンも現われ、格差問題が見えてきた。現在、モンゴルには賄賂の問題が拡大されており、発見された鉱山の採掘権利を政府高官が賄賂で売っているという問題が議論されている。それが、もしも本当であれば、資源開発による収入は、国民に等しく分配されないで、ある部分の人々のポケットに入り、格差問題がもっと拡大していくことになるだろう。

経済面に関しては、”資源の呪い”の問題が挙げられる。資源の呪いとは、資源に恵まれている国が資源のない国より経済成長率が遅いという現象のことである。国の経済発展に悪い影響を与える資源の性質というか、側面として、主要輸出産品となっている鉱石の世界市場価格の変動によって経済が安定しない、鉱工業の高利益と高賃金によっての他の産業が落ちる、国の中で紛争が起り安い傾向などが挙げられる。

天然資源に頼って、必ずしも、経済成長率が遅くなるとは、限らないのである。恵まれている資源を効率的に使い、高い生活基準に達成しているノルウェー、チリなどの国もある。しかし、鉱工業を行うときに、上で見た環境・社会・経済面での環境復旧、格差問題の拡大、資源の呪いに掛かるといった問題が生じるので、鉱工業を避けるべきだと筆者が思っている。他の産業が発展していないから鉱工業をやめるのが難しいという意見があれば、資源開発による収入をいち早く製造業の発展と教育、特に、外国の専門学校に行く学生たちを支援することに投資することをお勧めしたい。

## フィリピンの非政府組織(NGO)と大衆組織(PO)の協力関係

### 1. 協力関係の発展プロセス

#### ① 貧困地域の組織化

プロセスの最初の段階としてターゲットとなる貧困地域を NGO スタッフが訪問し、その地域の組織化を試みる。たいていの貧困地域では家屋のドアが昼間は開け放してあり、地域内での人々の助け合いや連帯の意識は非常に強い。NGO スタッフは何度も訪問し人々の信頼を勝ち取ることでコミュニティから受け入れられていく。最終的にその地域住民を構成員とし、地域内で面倒見が良く責任感の強い人たちをリーダーとする大衆組織(People Organization)が組織される。

#### ② 政府の融資プログラムを利用した土地の取得

PO の最初の目標は自分たちの土地の取得である。貧困層は農村部では小作人として地主の土地で働き、都市部では川沿いや海岸沿い、未使用の私有地などにスラムを構築しインフォーマルセクターで働いている。彼らは自分たちの土地を持たずそれがために不安定な生活基盤しか持っていない。PO は NGO スタッフの技術的支援の下で共同資金を蓄え、政府の融資プログラムを受ける。そして地主や国から自分たちの土地を購入するのである。

#### ③ 土地の有効活用とコミュニティビジネスの展開

自分たちの土地を手に入れた PO は NGO スタッフと共にその土地の有効活用とコミュニティビジネスの展開を目指す。具体的には、農村部ではオーガニック肥料を活用した無農薬農作物など、都市部では廃棄予定の包装紙で作られたバッグやテーブルクロスの販売などである。これらの活動は PO の活動を拡大させると共にコミュニティ内で雇用を生み出し、地域住民の生活の安定に寄与する。またビジネスを通して外部との接点を持つことで閉鎖的になりがちなコミュニティをより開放的なものにすることに繋がる。

表 1. 非政府組織と大衆組織の区分

	非政府組織	大衆組織
構成規模	比較的小規模	比較的大規模
構成員	知識人、教会関係者	「大衆」貧困層、農漁民、労働者
主な取り組み	大衆組織への支援	日々の生活における問題
資金源	国内外の基金、非政府組織	国内の非政府組織
組織間関係	支援	非支援
重要な相手	資金提供者	構成員

## 2. コミュニティビジネスの事例

### ①農村での取り組み(CARRD と NAGKASAMA の事例)

CARRD(Center for Agrarian Reform and Rural Development)は農村地域の貧困開発を目的とする NGO の1つである。NAGKASAMA はルソン島南部のバタンガスの農家を中心とした多目的協同組合である。CARRD と NAGKASAMA の両者は連携して、無農薬のサトウキビを原料としたマスコバド・シュガーの製造・販売を行っている。CARRD と NAGKASAMA は10年以上の関係を続けており、POの組織化、土地の取得を経て、2008年に両者の共同出資によって製糖工場を建設し、有機農業を基本としたオリジナルブランドであるグリーン・ハーベスト・マスコバドシュガーを立ち上げた。毎年度の生産量は増大しており、サトウキビを使ったワインやお酢などの生産も開始している。

CARRD はその他にも有機肥料の生産・販売や、サトウキビ農家に対して有機農業のトレーニングを実施している。また製品の梱包、配送、販路の開拓までを担っており、地元の農家と連携してより戦略的な NGO と PO の協力関係を模索している。



### ②都市での取り組み(UPA と CABARICA の事例)

UPA(Urban Poor Association)は都市の貧困開発を目的とする NGO の1つである。CABARICA はマニラのトンド地区の海岸線に構築されたスラム住民たちの協同組合である。CABARICA は UPA の協力の下でいくつかの小規模ビジネスを展開している。その1つである廃棄予定の包装紙で作られたバッグやテーブルクロスは近くのスーパーマーケットやショッピングモールへ出荷される。従業員は十数人だが、その全員に月収 8000 ペソを用意することができるという。

このコミュニティーでは水道や下水が整備され、最も海岸から離れた場所ではすでにコンクリート式の住居が何件も立ち並んでいる。この地区を担当している UPA のスタッフは CABARICA のリーダー達とはすでに何年もの付き合いであり、週に3回以上はコミュニティーに顔を出し、リーダーたちと友人のような関係を築いている。



日本では2000年から介護保険制度が導入された。介護保険制度は65歳以上の第1号被保険者と40歳から64歳の第2号被保険者から介護保険料を徴収し、もし介護が必要になれば1割の自己負担で介護サービスを受けられる制度である。介護保険制度導入以前は租税にもとづいた措置制度が介護分野で実施されていたが、「介護の社会化」という名目のもと、社会保険方式による介護保険制度が創設された。介護保険制度によって民間団体も介護サービスを提供できるようになり、サービス供給量が増加した等のメリットもあるが、特に低所得高齢者に負担が大きい制度になっているのではないだろうかという点に問題意識を持ち、本論文で論じている。

◆介護保険料負担の増加

介護保険料の移り変わり(全国平均)

第1期 (2000-2002年)	第2期 (2003-2005年)	第3期 (2006-2008年)	第4期 (2009-2011年)	第5期 (2012-2014年)
2911円	3293円	4090円	4160円	4972円

この保険料は保険者である市町村によって異なっている。相関分析の結果、都道府県別の平均介護保険料の水準と75歳以上高齢者比率・要介護認定率の間には正の相関があることが分かった。また、高齢者を65歳以上74歳以下と75歳以上の2つのグループに分け、要介護度別に相関係数を求めたところ、75歳以上かつ要介護3以上といったより重度の要介護状態と認定される高齢者の比率と保険料水準との間に強い相関があることが分かった。

今後、高齢化がさらに進展し75歳以上の後期高齢者が増え、彼らが要介護3以上の重度の要介護度と認定されていくにつれて介護保険料はさらに上昇していく可能性が非常に高い。現在の保険料水準でも無年金者や18万円未満の老齢年金受給者などが対象となる普通徴収において保険料の滞納が発生している。保険料未収額は全国で211億円に上る。姫路市の例を挙げると、所得段階が低い人は保険料率が低く設定されているにもかかわらず収納率が低くなっているのが現状であり、保険料の支払いが大きな負担になっていると考えられる。

保険料を1年間滞納した場合は保険給付の償還払い化、1年6か月滞納した場合は保険給付の一時差止、一時差止をしている保険給付額からの滞納保険料額の控除、2年間滞納した場合は、保険給付の減額(9割から7割)、高額介護サービス費用等の不支給など厳しい措置がとられる。

#### ◆サービス利用時の負担

在宅サービスでは負担限度額に対する利用額が4割から6割程度と低い水準にとどまっております。サービス利用時の1割の自己負担が利用を抑制する方向に働いていると考えられる。

施設サービスについては2006年から在宅との格差を縮小するために食費や居住費が自己負担となった。厚生労働省は新たに整備する特別養護老人ホームはすべてユニットケア型を原則とするなど、ユニット型特養の普及を目指している。全特別養護老人ホームの7割をユニット型にするという目標を立てたが、実際には平成23年10月の時点で、施設数の割合は33%、定員の割合は26.2%にとどまっている。

ユニットケアは「少数の居室とそれに近接した共同生活室（入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所）により一体的に構成される場所（ユニット）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるもの」と定義されている。あるユニット型特養を訪問したのだが、入居者一人ひとりの生活リズムに合わせ、出来るだけ自宅と同じような環境を作る工夫がなされていた。手厚いケアが行われる分料金は高くなる。ユニット型特養ではサービスの自己負担分、食費、居住費にひと月あたり15～20万円かかり、さらに介護保険料や医療保険料の負担が加わる。従来型特養の個室や多床室の料金と比較してもその負担の大きさがわかるであろう。

#### ◆低所得者対策の見直し

低所得者向けの対策として補足給付制度があり、所得の低い高齢者には食費や居住費の負担限度額を設け、施設には基準費用額と負担限度額との差額を保険給付で補う制度である。調査に行ったユニット型特養では入居者の82%もの人が補足給付を受けているとのことであった。しかし、2015年度からの介護保険制度の改正では補足給付の対象者から一定以上の資産をもつ者などを外し、受給要件を厳しくすることが検討されている。これまで補足給付を利用していただいていた高齢者が施設サービスを利用できなくなる恐れもある。

また、保険料率決定時や、補足給付が適用されるかどうかを決める際に生活保護受給の有無が基準の一つとなるが、生活保護法の改正により家族による扶養義務が強化され、生活保護受給の要件が厳格化された。これによって、今まで生活保護を受給し補足給付などの減額措置を利用していただいていた高齢者が、生活保護の対象から外れ、介護の自己負担が大きくなり、サービス利用を控える事態が発生する可能性もある。

高齢化が進む日本では介護保険制度の持続可能性を高めるために給付を抑制し、より大きな負担を求める方向で改正が進められている。財政的な問題によって本当に介護が必要な高齢者が十分な介護サービスを受けられない状況は避けなければならない。介護のための政策が誰のためのものであるかを考え、社会全体で課題を乗り越えていくために議論をしていくべきである。

# ドイツについて

1012171E 長瀬拓也

## ① 個人のあり方

### ・ドイツにおける個人の成り立ち

キリスト教では性別を問わず全ての信者は少なくとも一年に一度は自分の罪を告白し、命ぜられた罪の償いをできる限り果たすことが定められていた。これがドイツにおける個人の形成に大きな役割を果たした。それまでは、個人としての人間は他の人間達を基準として、他者との絆を保つことで自分を認識していた。しかし自分の内面を他人の前で語るという極めて内省的な行為が、個人意識形成に大きな意味を持った。このころ地方信徒の間で様々な小共同体が作られていたが、そのような宗教的な多様性のなかで、個人としての自覚を持った人々は、自らの信仰を自らの選択によって選び取った。これにより、民衆の信仰は深まったが、寄進や巡礼、聖者崇拜などはいずれも個人が自らの信仰を自らの努力と費用で勝ち取ろうとするあらわれであった。<sup>i</sup>

### ・日本との比較

宗教に対する個人の関わり方を比べた場合に、日本とドイツでは大きな違いがある。三回生論文で述べたように、日本の個人は、所属している集団のなかで占める位置によって成り立っている。この集団内の人間関係は、情的結びつきが強い。そのため集団の意思や意見が個人の考えにまで強く影響をおよぼすことになる。宗教面でいうと、日本では絶対的な「神」を認め、同じ教義を信じることによって個々人が結びつけられるというようなことは求められない。むしろ、宗教組織という集団に組み込まれることによって、個々人が結びつけられる。このように個人が自分の意思に基づいて、何を信仰すべきなのかを自分で決定することは求められなかった。

## ② 差別を生んだキリスト教

個人の成立にも大きな役割を果たしたキリスト教だったが、ドイツでのキリスト教の影響は非常に大きなものがあった。キリスト教が求める徹底的な合理性によって、それまでの土着的な世界観や人間関係が変化していった。キリスト教が広まる以前には、ドイツにはゲルマン古代の樹木信仰や泉の信仰が存在していた。キリスト教では、これらの俗信を徹底的に排除しようとし、従わないのは個人の罪とされていた。その他にも私たちが現在信じるというよりも、慣習として受け入れている吉日の区別なども、ヨーロッパでは 1000 年以上前から打破され続けてきた。

徹底的な呪術的信仰の禁止にも関わらず、ドイツ人の生活に呪術的信仰はあらゆる面で

影響を与えており、それらを全面的に禁止することは容易ではなかった。呪術的な慣習が生きていた職業に就く者は、徐々に賤民職として差別の対象となっていく。キリスト教による一元的な宇宙観が、対立する呪術的な古ゲルマン以来の宇宙観を否定し、これらの職業に従事していた人々が差別されるようになった。こうした差別の発端は、キリスト教世界の確立にある。

現代のドイツでも同様の問題は存在している。移民を多く受け入れてきたドイツであるが、ドイツ人になるためには宗教の問題がついてまわる。単に国籍の問題だけではなく、イスラム教徒にとっては、ドイツ社会に統合、つまり同化されるということは宗教的に難しい。今のドイツではこのような移民に対する差別が大きな問題となっているが、この一端には、キリスト教社会の独善的部分が関係していると思う。<sup>ii</sup>

### ③ ドイツの移民受け入れ

ドイツの中世にはアジールという制度があった。この起源は古代にまで遡る。特定の空間や時間を神聖視し、その中では、世俗の出来事が一時解除されるという制度である。かつては森や特定の空間がアジールとして設定されていたが、中世になると教会や家、橋や渡し船、墓地などがアジールとして設定され、そこに逃げ込めば世俗権力の追求から逃れることができた。その後アジール内にも警察権力が及ぶようになり、無力化していった。しかし理念としてのアジールは近代になっても生き残っている。<sup>iii</sup>

アジール制度が現代においても現れているのが、亡命や難民の受け入れである。ドイツではこのアジールを基本として人権を尊重する法律があり、ドイツが多くの移民を呼び寄せる原因となっている。実際にベルリンには多くのトルコ人がおり、小学校の教師がトルコ語を覚えなければ授業ができないような状況にもなっている。

アジールを前提として多くの移民を受け入れたドイツであるが、先ほども述べたように移民がドイツ社会に同化されていく過程には大きな問題を抱えている。その結果同化されない移民達が、ドイツ社会の不満のはけ口にされている。近年移民たちを攻撃するネオナチがドイツでは大きな問題になっている。自分の国が抱える問題の責任を移民に押し付けるのはもっとも簡単な方法だからだ。<sup>iv</sup>

これは日本も他人事ではない。外国人労働者の受け入れが大きな問題となっているが、同質性の高い日本社会は、同化されない移民に対して冷淡な態度をとることが予想できる。ドイツを見て、日本は移民受け入れに慎重になるべきだと思った。

---

<sup>i</sup> 安部勤也(1998) 『物語ドイツの歴史 ドイツ的とは何か』(中公新書)P45~60

<sup>ii</sup>同上 P45~60 P88~94

<sup>iii</sup>同上 P4

<sup>iv</sup>同上 P280~288



# Development and Community Spirit: A Balancing Act

Kento Sakamoto

## 1. Introduction

This is the summary paper of my report "Development and Community Spirit", which I wrote when I worked at the NGO "ISO" in the Philippines. The report is based on the field work in Jomalig Island with the ISO. When I stayed there, I felt a strong sense of community, which is generally called "Bayanihan", from the people I met. It made me think that our happiness is not equal to the material wealth we have in our life. In this paper, I discuss this insight deeply from the whole experiences I had with the ISO to help us understand the factors that influence one's happiness in both developing and developed countries.

## 2. The Traditional Culture of Communities: "Bayanihan"

After the trip to the Jomalig Island, I realized that the strong sense of community which I felt is called "Bayanihan" in the Philippines. "Bayanihan" is defined in general as working together to achieve a common noble purpose and equitably sharing the fruits of labor in the communities. Based on my reading, this thought originated in rural areas long time ago. This is usually depicted in images wherein community members carry the house of another member of their community (see Figure 1). Before Spain colonized the Philippines, the Filipino people lived a nomadic life: hence, basically, they had to move their houses frequently. As it is defined, community members help one another regardless of social ranking and status, leadership roles, and authority.

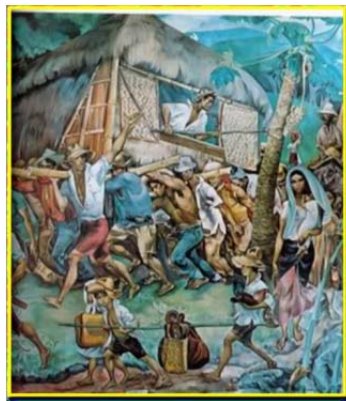


Figure1-How Bayanihan Was Practiced in Rural Areas

(Source:<http://www.slideshare.net/jundumaug1/lesson-3-filipino-values-bayanihan>)

I thought "bayanihan" is the root of our happiness, since it shows the spirit of helping one another. In other words, it shows an ideal relationship within a community wherein its members have a sense of belonging. I might find our happiness from "bayanihan" in terms of a satisfied heart. However, based on conversation with people in Manila, I felt that "Bayanihan" is unfortunately being vanished especially in the urban area except urban poor communities, because people in urban area is getting not to rely on the community members, since their life is getting more convenient. That means they do not need help more than necessary from community members to survive.

### 2.1 What are the Factors that Keep Bayanihan Alive?

#### ① How the Value of Bayanihan Can be Succeeded Between Generations

It seems that the differences of bayanihan between rural areas and urban areas depend on how bayanihan as a value is succeeded to the next generation. In other words, the cause of the bayanihan being vanished is not because of the situation but because of the individual's value of it has not succeeded. For example, even if people live in urban areas and are rich, they can have a spirit of bayanihan, if they have practiced it before or are familiar with the value. If they are taught or experienced the bayanihan value in their childhood, they might be able to practice bayanihan regardless of their wealth. In the end, how bayanihan affects the people's values is a key to succeed this culture.

## **②. Christian Faith**

Most Filipinos are Christians, and the thoughts of the people are based on Christianity. The local churches help local communities unite, and sometimes churches provide activities that make people close. So I can tell Christianity somehow instills a strong sense of community among the people, and influence them to practice Bayanihan.

## **③. Development Level**

One of the reasons why people from the rural areas can have a strong sense of community is because they lack resources and have limited the access to information. They are put in the situation where they have to rely on one another to live. However, that situation makes people close enough to build relationships where people can actually practice bayanihan. For example, if people can afford to do something by themselves, they do not have to rely on other people more than necessary. Even in case of an emergency, if the social security system is developed in the area, they would choose not to ask their neighbors: they would rather call services like calling an ambulance. If they have enough money, they do not have to ask other people to lend them money. Thus I can say that the degree of development of an area and also the economic level of an individual influences how they would engage in bayanihan.

## **3. How Can We Maintain "Bayanihan" in the Future?**

I will end this paper by suggesting how Filipinos can continue to have the spirit of bayanihan, even if the environment is developed, since I really want the Filipinos to keep this kind of spirit and show these to other countries like Japan. The spirit to have a strong sense of community and the capacity to form relationships to help each other is really important in our quest for happiness, even if our life will become more convenient

### **①. Always talk about bayanihan experiences and give the children the opportunity to practice bayanihan in their childhood.**

The values of a person are shaped in childhood. In order not to lose the happiness that you have now, you should tell your children how important it is to have a strong sense of community where you can help one another, regardless of how large the community is. If people do not have anyone who they can rely on and also be relied on, people will feel isolated and cannot be happy, even if they have a lot of money. Thus we should really carry over the spirit of bayanihan to the next generations.

### **②. Have immersions in other communities or other countries**

An immersion in a different environment is good if we want to reflect on our lives. We can only understand ourselves and our own happiness better if expose ourselves to different situations. I and the students from my class had immersions here in the Philippines. All of us were somehow influenced and could reflect on our own life. It is really important to be immersed in different cultures and values for you to improve your life.

### **③ Carefully design the development of rural areas like a "locally produced and consumed city"**

Even if the capital is concentrated in the city like Manila, we should keep the life style of locally produced and consumed to make the people stay in the rural area and to minimize the number of people who are already moving to the city. This situation will bring about lack of communities like in Japan. The most important thing to do now for this is to design how the locals develop. In the long term, the local design affects all of sectors in the area such as fishery, agriculture, so not only the local government but also the NGOs who helps the local areas should be part of those who design the whole area, even though NGOs contribute to just one sector in the area. The locals should design their community comprehensively, so that the development of all of sectors in the rural area will be considered well.

As I mentioned, the Filipinos might also lose a nice spirit such as bayanihan unless they exert a lot of effort to keep the spirit. The greatest thing that I was glad to learn during my stay in the Philippines is exactly the spirit of the Filipinos. I could find in their spirit the important thing which the Japanese have almost forgotten. I hope the Filipino people will continue to cherish this spirit called "bayanihan". I hope that I will be able to feel it when I come back to the Philippines in the future.

# 子育て支援政策の再検討 —アンケート調査による実証研究—

124E118E

路 婧怡

## 要旨

**研究の目的** 日本では、少子化による人口減少が進行する中で、政策的に子育てを支援することは極めて重要な課題となっている。しかし、日本の子育て支援はすべて女性を対象として利用できるサービスが児童手当と出産一時金しか存在しない。その以外の政策はそれぞれの条件制約がある。さらに、子育て支援策の中の子育休制度の利用は、主に正規雇用者を対象としているが、非正規雇用者を含めていないケースが多い。これらの問題に関する先行研究の中では、日本と欧州諸国との比較により、さらなる子育て支援の充実の必要があることを指摘するものが多い。安心して子供を産み育てることができるように、正規雇用者はもちろん、それ以外の対象外の人のことを無視していけない。したがって、本研究では、以上のような問題意識を踏まえて子育て支援策についてアンケート調査を行い、各タイプの女性の立場に立って、日本における子育て支援策をどこまで充実すべきかを明らかにする。

**第1章** 日本における子育て支援の利用現状及び先行研究について検討する。まず、子育て支援が政策として必要な3要素は「市場の失敗」、「次世代育成」、「女性の就労を促進する」と考えられる。いま、日本で実施されている子育て支援策は、主に出産一時金、出産手当金、児童手当金、育児休業制度である。しかし、先行研究により、ドイツ、フランス、ノルウェーと比較すると、日本の「子育て支援」は、非常に貧弱なものだということがわかった。特に、日本における「出産手当金」、「育児休業給付金」、「保育所利用」に関する制度が、あくまで「女性の就労」を前提として実施されている。その一方、就労していない女性、専業主婦の母親はもちろん、非正規雇用の母親を対象とする安定した育児支援策はほとんどないことを示唆された。

**第2章** 神戸市内の幼稚園、保育所、中学校の子どもの保護者（女性）の387名に紙面によるアンケート調査を行った。調査内容は「女性の基本状況」、「配偶者の基本状況」、「子育て支援策」という3つ部分に分かれる。まず、単純集計から見るアンケート結果全体において、回答者は主に40代の回答である。家族構成には、既婚の場合が2世帯（夫と子供）が337人（87.08%）と最も高い。未婚者の場合、子供だけと一緒に住んでいる人が12人（3.1%）だけである。家族年収を見ると、1000万以上が159人（41.09%）と最も高い。就業状況には、正規雇用が77人（19.90%）を占め、非正規雇用者が129人（33.33%）、自営業・家族従業員が44人（11.37%）、専業主婦は137人（35.40%）となっている。

**第3章** 児童手当の利用実態について。調査により、児童手当を受けている人がほとんどである。しかし、現在の児童手当は経済的支援策としてあまり効果がないと考える。クロス集計により、希望する児童手当金額は3万円、支給年齢は高卒まで希望する人が多い。なお、家族年収が高いとしても、現在の児童手当より増額を求める傾向が見られた。児童手当によって仕事を継続したい人が多いことがわかった。中等家族年収層が「児童手当の増額による仕事の継続」の比率が高く、その一方、低家族年収層が「児童手当の増額による仕事の継続」の比

率が低いという傾向が表れている。加えて、「仕事に就きたい、仕事を継続したい」の項目の中で、非正規雇用が32.7%、専業主婦が28.8%となっている。

**第4章** 出産時の支援の利用実態について。まず、出産時の費用については、「5～50万」及び「50～100万」かかる人がそれぞれ全体の半数程度である。出産休暇の利用者は、正規雇用が多い傾向が見られる。クロス集計により、出産費用の全額の保障および「出産手当金の100%」の支給を求める人が大半を占めている。加えて、家族年収が高ければ高いほど、「出産手当金の100%」を求める人が多い傾向が見られる。その一方、家族年収が低くれば低いほど、「出産手当金の100%」を求める人が少ないと見られる。一定の温度差があることもわかった。

**第5章** 育児休業制度の利用実態について。調査により、実際に、勤務先で育児休業制度を利用できる人が全体の36.95%にすぎない。また、クロス集計により、育児休業制度の規定が勤務先で整備されるだけ、育児休暇の取得率が高いということがわかった。実際に取得した比率において、正規雇用が「はい」が77.6%、非正規雇用では「取得していない」が79.5%にのぼる。また、子供とのみ一緒（未）いわゆる母子家庭の場合には、「取得していない」が100%であった。年齢は若ければ若いほど、育児休暇の取得率が高い傾向が見られる。また、育児休業を「利用したい人」との関係では、「利用したい」人の中では、非正規雇用が52.54%、正規雇用が36.44%となっている。加えて、育児休業の充実によって職場に復帰したい人が多いことがわかった。育児休業の充実によって「職場に戻りたいと思う」の中では、非正規雇用が41.1%と最も高く、続いて、正規雇用が33.3%となっている。

**第6章** 保育所と教育費用の利用実態について。保育料との関係については、ほとんどの女性が現在の保育料が高いと感じていることが確認された。未婚の場合には、ケースが少ないとしても、「保育料が安くない」と感じている人が大半を占めている。なお、保育所の充実によって「職場に戻りたいと思う」の中では、正規雇用が39.8%と最も高い、非正規雇用が31.3%とやや低下している。教育費の無料化との関係は、「高校」までを希望する人が多い。未婚の場合には、ほとんどの家庭が「高校」までを希望する人が多い傾向が見られた。正規雇用以外のほうが「高校」までを希望する人が多いが見られた。

**終章** 今回の調査を通じて、全体的に、現在日本に実施される子育て支援政策の各制度のなかでも、各タイプの女性にとって、所得保障と育児休業制度の拡充が求められていることがわかった。母親に対して、年齢層、家族構成、家族年収、就業状況の4つパートナーにわたって「児童手当、出産時の支援、育児休業、保育所、教育費」との間にも一定の関連性が見いだせる。そして、今回のアンケート調査では、専業主婦、自営業者も対象としているので、包括的な比較研究を行うデータが得られている。しかし、現時点では、専業主婦、自営業者については、まだ分析を進められていない。

また、今回のアンケート調査には、主に30代後半・40代以上の高所得者について分析した。触れていないのは20代、30代前半のかた低所得者、また母子家庭がある。これらは「児童手当、出産時の支援、育児休業、保育所、教育費」との間の関連性があるかどうかを検討することが重要である。この点については今後、再度実証分析を行うことは今後の課題としたい。

# 混合診療を巡る論点整理

## —「公平性」と「効率性」の視点から—

田 雅娟

### はじめに

問題提起として、混合診療の基本概念と問題意識を述べ、今までの先行研究とこの論文の構成を説明する。

混合診療とは、「保険診療」と「保険外診療」が、一連の医療行為の中で併用していることを指している。混合診療禁止する理由として、払い能力により医療格差が生じるといふ公平性の問題、それに加えて、医療の安全性や医師誘導需要等の問題が指摘されてきた。また、全面解禁すれば、「皆保険」という日本の医療保険の根本的な性質に関わる多様な問題を引き起こしかねないとの指摘もある。賛成する理由として、患者の選択の自由を高め、医療技術を向上することなどが挙げられる。

### 第一章 混合診療に関する政策展開

#### 1.昭和 59(1984)年以前

戦後すぐには結核の抗生物質等保険診療を制限する「制限診療」が行われた。が、昭和 38（1963）年以降、その有効性・安全性が確認されたため、保険診療として適用されるようになった。昭和 50 年代頃から歯科材料や差額ベッド代の徴収が社会的な問題となり、厚生省により運用の改善に係る行政指導が行われていた。

#### 2.特定療養費制度創設（昭和 59（1984）年）

昭和 59 年の健康保険法の改正において特定療養費制度が設けられた。厚生大臣の定める「高度先進医療」または「選定療養」に核当しない保険適用外の診療については、保険給付の対象とならないことから、結果として混合診療の禁止の趣旨が明確となった。当時、認められていた保険外診療は、「高度先進医療」「差額ベッド」「前歯の選択材料差額」の 3 種類であった。

#### 3.保険外併用療養費制度創設（平成 18（2006）年）

厚生労働省は 2006 年 10 月に特定療養費制度の枠組みを改編し、現在の保険外併用療養費制度とした。現在では保険外併用療養費制度の対象は 2 つある。第一は、患者が十分な情報提供を前提に選択する「選定療養」である。第二は、先進的或いは高度な医療で、保険診療と認められるかどうかの評価を行う「評価療養」である。

#### 4.保険外併用療養範囲の拡大

2006 年度に保険外併用療養の仕組みが導入されてから、評価療養については継続して見直しが進められている。

### 第二章 混合診療の現状——「高度先端医療」について

2013 年 5 月 7 日兵庫県立粒子線医療センターへ訪問調査に行った。兵庫県立粒子線医療センターは、2001 年の開院以来、世界で唯一の陽子線治療と炭素イオン線治療の両方が行える施設として、2013 年 4 月現在、治療患者数は 5,570 人、先進医療としては全国トップの実績がある。費用については、重粒子線の治療は、高度先進医療が適用され、粒子線治療費（288 万 3 千円）以外は健康保険診療であり、総額は約 300 万円となる。

先進治療全体を見ると、2011年7月1日から2012年6月30日まで、先進治療にかかる費用の総額は98億円で、国民医療費(2012年度の国民医療費は38兆5,850億円)に占める割合は極めて少ない。したがって、混合診療解禁が医療費を高騰させるという観点には、もっと慎重的な検討が必要と考えられる。

### 第3章 公平性の観点からの検討

まず、厚生労働省と日本医師会、規制改革・民間開放推進会議の観点を紹介した。そして、2つの先行論文を用い、混合診療に関する実証的研究と混合診療の解禁が各収入階層の医療アクセスに及ぼす影響を説明した。公平性の観点からは、全面解禁が医療アクセス格差を拡大させることが予測され、そのため民間医療保険の機能が期待される。

### 第4章 効率性の観点からの検討

まず、厚生労働省と日本医師会、規制改革・民間開放推進会議の観点を述べた。齋藤・鶴田(2003)および鈴木・齋藤(2006)は混合診療禁止と解禁の下における余剰や自己負担・医療費に関して、部分均衡モデルの枠組みを用いて効率性の観点からの分析を紹介した。結論として、効率性について、混合診療が容認される場合の方が資源配分は効率的となる。また医師の誘発需要と民間医療保険の利用によるモラルハザードにより医療費が増大する恐れがある。しかし、医療サービスの性質によって、医療費に対する影響も違っているため、質の高い医療水準を維持するとともに、医療費の削減対策はこれからの課題だと考えられる。

### 第5章 今後の議論の方向性——先進諸国を参考に

海外にも「混合診療禁止ルール」という保険請求を制限する類似の規制が存在する。混合診療に関して法律上の規定を見ると、イギリス、カナダでは禁止規定があるが、その他の国(フランス、ドイツ、アメリカ)では特段の禁止規定がない。

医療政策には各国の歴史や事情により差異があり、他国の政策をそのまま導入することはできない。これから保険外併用療養費制度の対象拡大および混合診療の全面解禁に至れば、医療に対するニーズが満足でき、医療技術の進歩も促進できる。しかし、保険外診療を限りなく利用すると、大変な問題を起こす可能性があるため、混合診療の導入そのものは、慎重な討議と医師および患者の行動に対する規制も重要だと考えている。

#### むすびにかえて

これから混合診療に関していくつかの課題がある。まず、混合診療を検討している際、様々なケースの中で一つのタイプしか取り上げていないため、すべての混合診療のケースに該当する結論ではないということ。より厳密に議論するために、他の条件を付いて検討する必要がある。また、本論文では、主に混合診療に関する公平性と効率性を取り上げ、これから、その政治論争・司法判断を踏まえて、混合診療の是非を検討する必要があると考えられる。最後に、保険外併用療養費制度の拡大により、混合診療が部分的解禁といえるが、今まで患者と医師の実際の行動に基づいた実証研究はない。現状を把握した上で、理論分析と実際のデータと整合的な実証研究が期待される。